

簡易公募型プロポーザル方式による手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出の手続を開始します。

平成24年11月27日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長 和田 雅 樹

1 業務概要

- (1) 品目分類番号 42
- (2) 業務名 沖縄少年院・沖縄女子学園(仮称)実施設計業務
- (3) 業務内容 本業務は、沖縄県糸満市字真栄平出口原1281他に庁舎(RC造2階 延べ面積1,305㎡)、教育部門棟(RC造2階 延べ面積1,484㎡)、職員宿舎A(RC造4階 延べ面積1,236㎡)、職員宿舎B(RC造4階 延べ面積1,171㎡)等総延べ面積約12,900㎡を新営する実施設計業務を行うものである。
- (4) 履行期限 平成26年3月14日
- (5) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 法務省における平成23・24年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続

に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 法務省大臣官房施設課長から建築関係建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (7) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準項目

- (1) 配置予定技術者の専門分野の技術的資格
- (2) 配置予定技術者の同種又は類似の業務の実績
- (3) 配置予定技術者の法務省発注の業務実績
- (4) 配置予定技術者の手持業務の状況
- (5) 業務において他の業者の協力又は学識経験者の援助を受ける場合の当該業者又は学識経験者の状況

4 技術提案書の採用のための評価基準項目

- (1) 技術職員の経験及び能力
配置予定技術者の資格，経験，同種又は類似業務の実績，担当した法務省発注業務の実績
- (2) 取組意欲及び業務実施方針等
業務への取組意欲・取組体制，実施方針の妥当性，提案の的確性・独創性・実現性等

5 手続等

- (1) 担当部局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省大臣官房施設課技術企画室技術企画係

電話 03-3580-3409(直通)

(2) 説明書等の交付期間，交付場所

ア 交付期間

平成24年11月27日（火）から平成24年12月6日（木）までの毎日，午前10時から午後5時まで。ただし，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

イ 交付場所

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
法務省大臣官房施設課経理係
電話 03-3580-4111内線2265

※ 郵送又は電送による入手申込みは受け付けない。

6 参加表明書の提出期限，提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 平成24年12月6日（木）午後5時まで（持参の場合は，休日を除く毎日，午前10時から午後5時まで。）。
- (2) 提出場所 上記5(2)イに同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）すること。

7 技術提案書の提出期限，提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 平成25年1月18日（金）午後5時まで（持参の場合は，休日を除く毎日，午前10時から午後5時まで。）。
- (2) 提出場所 上記5(1)に同じ。
- (3) 提出方法 上記6(3)に同じ。

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語は日本語，通貨は日本円，時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行有楽町代理店（三菱東京UFJ銀行京橋支店））。ただし，利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行有楽町代理店（三菱東京UFJ銀行京橋支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また，公共工事履行保証証券による保証を付し，又は履行保証保険契約の締結を行った場合は，契約保証金を免除する。
- (3) 手続における交渉の意図の有無 無

- (4) 技術提案書のヒアリングの有無 有
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ。
- (7) 詳細は説明書による。